

解説

牛の個体識別システムの活用を図ろう

独立行政法人 家畜改良センター
改良部 酒井 豊

1. はじめに

13年9月に我が国で最初の牛海綿状脳症(BSE)が発生したことに伴い、乳牛を対象に全国6道県において平成9年度からモデル的に実施してきた「家畜個体識別システム」を、国内のすべての牛に拡大することが決定され、耳標の一斉装着と家畜個体識別全国データベースの構築が始められた。

BSEの発生を契機として食品の安全性に関する消費者の関心が一挙に高まり、生産・加工・流通等のフードチェーンの各段階で食品とその情報を追跡できる仕組み(トレーサビリティ・システム)の導入に対する必要性が論じられるようになったが、個体識別システムは牛肉におけるトレーサビリティの基幹となるものである。最近の情勢を踏まえつつ、牛の個体識別システムの現況とその有効活用について述べてみたい。

2. 牛の個体識別システムの現況

(1) 牛の個体識別制度の法制化

BSE対策全般の法制化措置として牛海綿状脳症対策特別措置法(以下BSE特措法)が制定され(14年7月4日施行)、耳標の装着と生年月日、移動履歴等の報告が牛の所有者(生産者に加え、家畜商、と畜場、輸入業者等を含む)に義務付けられた。

15年1月に開催される通常国会には「牛肉

トレーサビリティ法案」が提出される予定となっている。法律の趣旨は、「BSEのまん延防止の的確な実施の基礎とするとともに、牛肉の安全に関する信頼を確保するため、牛を個体識別番号により一元管理することに加え、牛の生産から牛肉の流通・消費の各段階において当該個体識別番号が正確に伝達されるための制度を構築すること」とされている。

(2) データベース構築の現状

国内の全ての牛に10桁の番号を印字した耳標を装着し、1頭ごとの個体識別番号、生年月日、性別、品種、移動履歴等の個体に関する基礎情報を、福島県西白河郡にある独立行政法人家畜改良センター(以下センター)に設定された全国データベースにおいて一元的に管理する体制が整えられたところである。現在は、生産者や関係者の努力により、国内のほぼ全ての牛に耳標が装着され、個体情報が全国データベースに入力済みと見込まれている。なお、この短期間の全国データベース構築の実現には、社団法人家畜改良事業団の組織を挙げてのご協力や貴重なノウハウの提供等があったことを紹介しておきたい。

(3) 出荷者等の個体情報確認に対する指導の徹底

しかしながらデータベース構築には細心の注意を払ってきたが緊急に構築したこともあり、一斉装着時のファイル作成や報告に齟齬がある等内容的には精査すべき点が存在する

ことも事実である。

14年11月5日付けで農林水産省畜産部畜産技術課長から都道府県畜産主務課長あてへ、食肉処理のため牛を出荷するに当たっては、①出荷者は個体識別データと食肉処理施設に提出する出荷者情報（子牛登記書等）に誤りがないか徹底するとともに、②誤りがあった場合には、可及的速やかにセンターあて訂正請求書を提出し、データ訂正済みであることを確認の上出荷するよう指導を徹底する旨の通知が発出された。これを受けて、センターにおいても訂正請求書の提出の増加に対応できるよう体制強化を図り対応しているところである。

3. 家畜個体識別全国データベース 情報提供の考え方と仕組み

データベース化された個体情報は、生産者の住所、氏名等の個人情報が含まれていることから、その提供、利用のあり方については慎重に検討する必要がある。安全・安心な生産物の提供のため、積極的な情報の開示が求められている一方、住民基本台帳ネットワークを巡る様々な論議の推移からも明らかなように、行政機関が収集した個人情報の保護も重要な課題となっており、社会的な関心も集めている。このため、情報開示関連の法律の専門家を含む有識者を招集した専門委員会が開催され、データベースの利用に関する基本的な考え方がまとめられた。これを踏まえて家畜改良センター理事長名で「家畜個体識別全国データベース利用規程」が制定され、情報の利用に関するルールや手続きが定められた。ここで規定された情報提供に当たっての考え方と仕組みは以下のとおりである。

(1) 国又は地方公共団体の畜産部局又は衛生部局の職員は、職務上必要とする場合に限り、職務上必要な範囲の情報を入手することができる。BSE発生時等に迅速な個体追跡のため、

関係する行政部局が情報を入手するケース等が該当する。

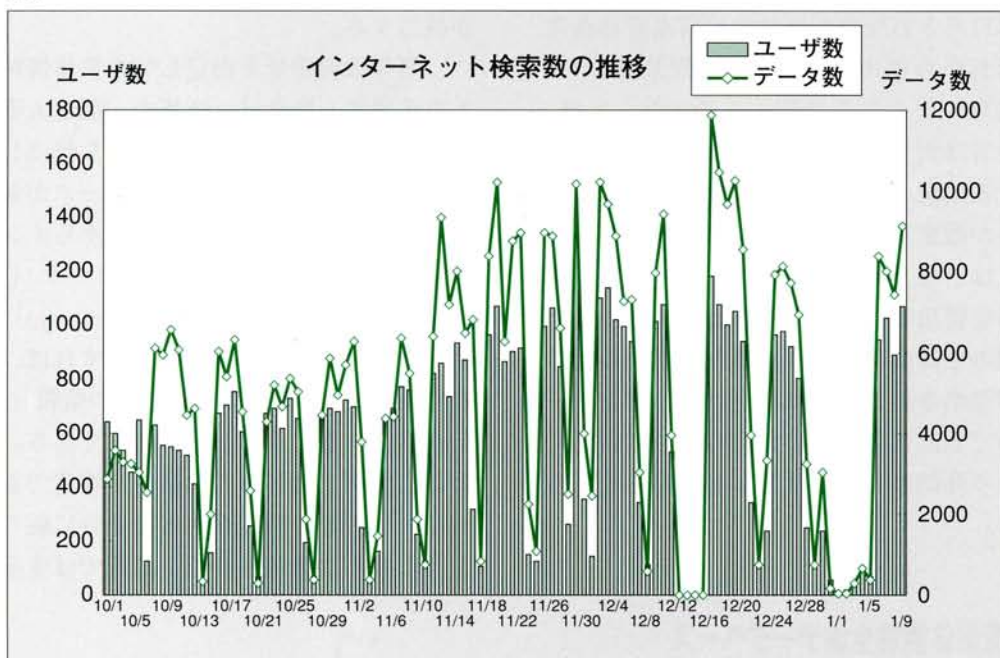
(2) 個体識別番号を指定して牛個体情報の入手を希望する場合は、情報の一部を入手することができる。インターネットを経由して消費者等に対して広く提供するケースが該当する。具体的には、14年10月1日からインターネット経由で畜産情報ネットワーク（LIN）のトップページ（<http://www.lin.go.jp>）にアクセスし、個体識別番号を入力すれば、誰もが当該牛の生年月日、移動歴等の情報（表1）を検索できるようにしたところである。このとき、住所、氏名等の生産者を特定できる情報は、生産者の同意があった場合に限り提供されることと整理された。最近では生産者の

表1 一般アクセス用データベースから提供される牛個体情報

区分	事項名
国内出生牛	生年月日
	性別
	品種
	母牛の個体識別番号
	飼養地
	転入・転出年月日
	家畜市場名及び取引年月日
	と畜場名及びと畜年月日
	死亡年月日（へい死の場合）
輸入牛	生年月日
	性別
	品種
	輸出国名
	輸入年月日
	検疫を受けた動物検疫所名（又は支所名）
	飼養地
	転入・転出年月日
	家畜市場名及び取引年月日
と畜場名及びと畜年月日	
死亡年月日（へい死の場合）	

(注) 飼養地（国内出生牛にあっては出生時以降の、輸入牛にあっては輸入時以降のすべての飼養地をいう。）については、生産者が生産者特定情報の開示を選択した場合は氏名又は名称及び住所とし、開示を選択しなかった場合は都道府県名とする。

図1



みならず加工・流通部門からのインターネットによるアクセスも多く、検索数が1万件を越える日もある（図1）。

(3) 生産者が自己の牛群情報の入手を希望する場合のみならず、生産者を指定して当該生産者に係る生産者牛群情報の入手を希望する場合は、生産者の同意がある場合に限り、情報の一部を入手することができる。登録団体や農協等が、業務に関係する情報の収集や事務の効率化のため、各農家の同意を得た上で傘下の農家の情報を入手するケース等が該当する。

4. 牛肉トレーサビリティへの活用

モデル事業においては、家畜改良の精度向上や団体事務の効率化による負担軽減等の主として生産サイドのニーズの側面（上記3の(3)）から取り組まれてきたと言える。しかしBSE発生後は、モデル事業の側面も包含しつつ、伝染性疾病発生時等の迅速な防疫体制の確立のために不可欠な仕組みとしての側面

（上記3の(1)）を主体として構築されてきた。BSE特措法第8条の条文は正にこの側面から規定されている。

さらに、先に示した「牛肉トレーサビリティ法案」は、牛の個体識別システムを基幹にしつつ、生産物の履歴に関する情報提供を通じて、消費者に安全・安心な生産物を提供するというトレーサビリティ確保の側面（上記3の(2)）を併せ持った制度を国民のニーズに合わせて構築することになる（図2）。

5. 畜産振興支援への活用

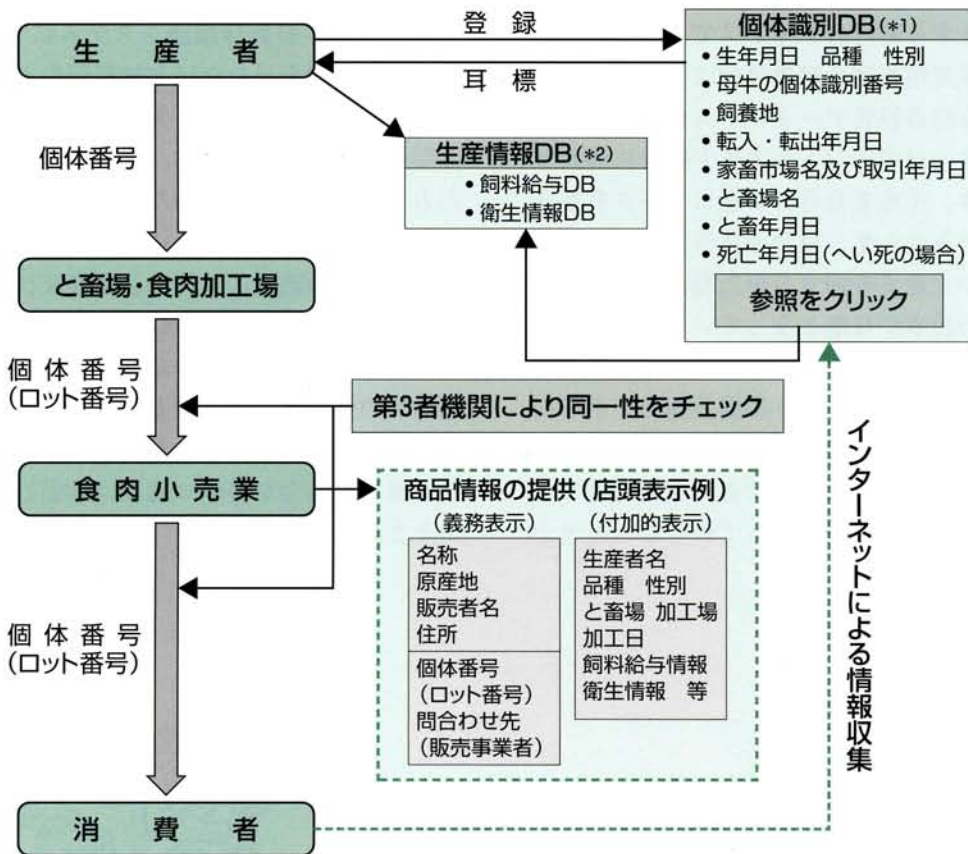
食肉市場において、個体識別耳標が装着されていないなかったり、提出された出荷者情報と個体識別データに不一致がみられたりすると枝肉のセリが行えないところも増えており、牛肉のトレーサビリティ確立に向けた取組みが着実に進展してきている。

このような生産者や関係者の個体識別を含むBSE対策への地道な取組みが広く国民にも理解されるようになり、昨年末の日経新聞に

図2

牛肉のトレーサビリティのイメージ(提案)

1. 耳標による個体番号で個体ごとに一元的なデータベースで管理
2. 個体番号を消費段階からトレース(追跡)できるシステムを構築
 - ・ 末端の牛肉パックに個体番号又はロット番号を表示
(ただし、「ミンチ」や「切り落とし」などについては要検討)
 - ・ 第三者機関により同一性をチェック
3. 以上の基本情報に加え、オプション情報として、飼料給与・衛生情報等の情報を消費者に提供する仕組みを整備



ロット番号の場合は、店頭表示、電話問合わせ、HP等により、事業者間にあつては、納入伝票等により、ロット番号に対応する個体番号が明らかになるように措置。

注：*1 (独)家畜改良センターがすべての牛の情報を管理する「家畜個体識別データベース」
 *2 都道府県、生産者グループ、量販店等が独自のデータベースを構築し、消費者を対象としたHP等による情報提供

も「食肉の卸値が全面高の展開となっており、牛肉はBSE問題発生前の水準を大きく上回っている。卸段階の動向をみる限り食肉のBSEショックはほぼ終息したといえそうだ。」との記事が掲載される状況に至っている。

さらに、生体市場でも由来のはっきりしている牛が好まれるようになり、いち早く地域ブランドの透明性を高めた地域の肉牛共進会（生体）において、史上最高値がついたとのニュースが飛び込んできた。全国データベースにおいて過去の飼養地は明確に表示されるので、繁殖地帯においては生産基盤強化を図り地域一貫生産を進めれば地域ブランドを確立・強化する絶好のチャンスでもある。

牛群検定情報等を酪農経営に効率的に提供している酪農経営データベースは、畜産情報ネットワークのイントラネット部分に構築されており、生産者自らは容易にデータを取り出せるのみならず、登録団体等関連する支援組織等が生産者の同意を得た場合には同様にデータの検索が可能となっている。イントラネットシステムはセキュリティ確保に優れていることから、牛の個体識別全国データベースについても畜産情報ネットワークのイントラネット内に構築し、生産者、支援組織等への情報提供を効率的に行っていくことを考えている。

また、他のデータベースとの個体識別番号をキーとした連携についても畜産経営支援等に極めて重要と認識しており、関係団体との連絡を密に検討を進めて行きたいと考えている。生産者、支援組織等は、法律に基づいて正しく届け出すとともに定期的にデータベースの内容のチェックを行いつつ、これらデータベース内の自らの情報を、経営計画の策定、生産性向上等に活用していくことを考えていただきたいと思う。

5. むすびに

我が国の牛の個体識別システムについて、諸外国でも例を見ないほど短期間のうちに緊急に立ち上げることが可能であったのは、この間の生産者、関係団体、自治体等の関係者の方々の多大なご尽力のたまものであり、あらためて感謝申し上げたい。

牛の個体識別システムは、酪農及び畜産の基本的なインフラと位置づけられるものと認識しており、個体管理の効率化への応用、消費者等の信頼感を醸成するための仕組みとしての活用等には、今後とも生産者等関係者のご理解とご協力を得つつ適切に対応していくこととしたい。

